

( 公 印 省 略 )  
答 申 第 1 5 2 号  
令 和 5 年 6 月 2 日

兵庫県知事 齊 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和4年9月14日付け諮問第58号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと  
について、別紙のとおり答申します。

記

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係書類部分公開の件

(別紙)

## 答 申

### 第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分は公開すべきであるが、別表に掲げる部分以外を非公開とした決定は妥当である。

### 第2 諮問経緯

#### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、令和4年6月28日付けで公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和4年7月12日付けで公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、令和4年8月17日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、次の文書である。

- (1) 特定の飲食店に係る第3期から第8期までの新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書（以下「文書1」という。）
- (2) 特定の飲食店に係る第3期から第5期まで及び第8期の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給決定通知書（以下「文書2」という。）

#### 5 諮問

令和4年9月14日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

#### 1 本件審査請求の趣旨

公文書部分公開決定を取り消し、文書の公開を求める。

#### 2 本件審査請求の理由

協力金の申請者は、現職の市町議会議員であり、対象飲食店の代表取締役である。個人情報等が公開される公人であることを前提に非公開部分を公開すべきである。

#### 3 意見書の理由

経営者が株式会社の代表取締役で現職の市町議会議員であるとしたのは、現職の市町議会議員で特別職公務員であるために、生年月日、性別、個人の電話番号等は広く知られており、株式会社であるから登記簿等により会社情報等も得られているからである。

安定した議員報酬を税金から得ており、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金も税金であるので、重複支給であると思料される。よって、市町議会議員の職務として行われるものではないとの実施機関の主張には賛同しかねる。支給決定等については、公開されるものであり、さもなければ、実施機関において、本件店舗を調査されることを意見する。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

#### 1 本件処分の理由

文書1は、生年月日、性別、個人の電話番号、個人のメールアドレスの個人に関する情報と確定申告書の画像、支給単価、申請額の法人の経営に関する情報が記載されていることから、当該部分は、条例第6条第1号及び第2号に該当するので、非公開とした。

支給単価については、1日当たりの売上高に応じて、支給単価が決定することから、申請者の売上高が推測されることとなり、申請者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると判断したものである。営業日数は、利用者に明らかな情報であって公開されるが、申請額を明らかにすれば、支給単価

を求めることができ、支給単価と同様に、申請者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると判断したものである。

また、協力金の申請は、電子申請システムによってなされたものであり、実施機関において申請者が入力した画面を再現することができないことから、実施機関が審査するために用いた申請画面の印刷物を代用した。そのため、審査スタッフ用の照合事項が複数表示されており、これらを公にすることにより事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、当該部分は、条例第6条第6号に該当するので、非公開とした。

文書2は、協力金の支給決定額が記録されており、申請額と同様に当該部分を条例第6条第2号に該当するとして非公開とした。

## 2 審査請求人の主張に対する反論

協力金の申請に係る情報が公務員の職務の遂行に係る情報であれば、通常他人に知られたくないとは認められず公開しなければならないが、協力金の申請という行為は、市町議会議員の職務として行われたものではないことは明らかであるので、現職の市町議会議員に係る情報であるから公開すべきという審査請求人の主張には理由がない。

また、協力金の申請に当たっては必要最小限の個人情報の提供を求めているのにすぎず、申請者が市町議会議員であるかどうかという情報は、実施機関として把握していない。

## 3 結論

本件対象公文書について、実施機関の行った本件処分は、妥当である。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公開請求について

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書の一部が条例第6条第1号、第2号及び第6号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象公文書のうち、本件非公開部分の公開を求めているが、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

## 2 条例第6条第1号該当性について

文書1に記載された生年月日、性別、個人の電話番号、個人のメールアドレス、個人の金融機関口座、本人確認書類の写し及び個人の通帳の写しは、いずれも特定の個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないものと認められ、条例第6条第1号に該当し、非公開情報と認められる。

## 3 条例第6条第2号該当性について

文書1に記載された確定申告書の画像を公開すれば、申請者の収入等が明らかとなり、申請者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。よって、確定申告書の画像は、条例第6条第2号に該当し、非公開情報と認められる。

文書1に記載された支給単価を公開すれば、前年等の1日当たりの売上高に応じて支給単価を決定することから、申請者の売上高が推測されることとなり、申請者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。よって、支給単価は、条例第6条第2号に該当し、非公開情報と認められる。

文書1に記載された申請額を公開すれば、申請者の営業日数は明らかであることから、申請額から支給単価を求めることができ、上記のとおり、申請者の売上高が推測されることとなって、申請者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。よって、申請額は、条例第6条第2号に該当し、非公開情報と認められる。

文書2に記載された支給決定額を公開すれば、支給単価を求めることができ、申請者の売上高が推測されることとなって、申請者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。よって、支給決定額は、条例第6条第2号に該当し、非公開情報と認められる。

## 4 条例第6条第6号該当性について

文書1に記載された審査スタッフ用の照合事項を公開すれば、どのような点に着目して審査を行ったかが明らかとなり、これらを公にすれば、不適正な申請に利用されることとなって、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、審査スタッフ用の照合事項は、条例第6条第6号に該当し、非公開情報と認められる。

## 5 その他の部分

文書1は、実施機関が審査するために用いた申請画面の印刷物であることから、申請画面上の入力コード欄を表示するためのシステム管理上の記載事項が表示さ

れている部分がある。実施機関は、当該部分が本件公開請求の範囲に含まれないものとして非公開とする部分と同様に非公開としているが、当該部分は、条例第6条第1号ないし第6号のいずれにも該当しないため、別表に示す当該部分については公開すべきである。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

名称※	頁	公開すべき部分
申請書類(3期, 4期)-14671-レコードの詳細	Page 1 of 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2022年6月12日以降、ご利用中のWebブラウザー…」等と記載された行の直下の黒塗部分1か所</li> <li>・「【第3期, 第4期】兵庫県営業時間短縮協力金支給申請」と記載された行の直下に存する8箇所の黒塗部分のうち、上から数えて1ないし3並びに7及び8番目の黒塗部分計5か所</li> </ul>
	Page 3 of 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「・法人名義の場合、法人格・社名（・役職名・代表者氏名）それぞれの間に全角スペース」と記載された行の直下の黒塗部分1か所</li> </ul>
	Page 4 of 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「年[新]月[新]日[新]」と記載された行の直下の黒塗部分1カ所</li> <li>・当該頁の最も下に位置する黒塗部分1カ所</li> </ul>
	Page 5 of 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(期間1) 兵庫県による時短要請期間(4/1~4/4、4/21又は4/24)」と記載された行と、「(期間2)「まん延防止等重点措置」による時短要請期間(4/5又は4/22~4/24)」と記載された行と、「(期間3)「緊急事態措置」による時短要請期間(4/25~5/11)」と記載された行の間に存する黒塗部分</li> </ul>
	Page 10 of 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「添付21」と記載された行の直下に存する5箇所の部分</li> <li>・当該頁の最も下に位置する黒塗部分及び当該黒塗部分より順に上側に数えて1ないし3番目の黒塗部分</li> </ul>
	Page 11 of 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該頁に存するすべての黒塗部分</li> </ul>
申請書類(5期)-17730-レコードの詳細	Page 1 of 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「4 添付書類」と記載された行の直下の黒塗部分1か所</li> <li>・「【第5期】兵庫県営業時間短縮協力金支給申請」と記載された行の直下に存する9箇所の黒塗部分のうち、上から数えて1ないし3並びに8及び9番目の黒塗部分計5か所</li> <li>・「第5期の申請書についての確認」と記載された行の直下に存する黒塗部分2か所</li> </ul>
	Page 3 of 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「・法人名義の場合、法人格・社名（・役職名・代表者氏名）それぞれの間に全角スペース」と記載された行の直下の黒塗部分1か所</li> </ul>
	Page 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「年[新]月[新]日[新]」と記載された行の直下の黒塗部</li> </ul>

	of 10	分1カ所
	Page 9 of 10	・「添付 21」と記載された行より下に存するすべての黒塗部分
	Page 10 of 10	・当該頁に存するすべての黒塗部分
申請書類 (6,7期)-1 9848-レコ ードの詳細	Page 1 of 8	・「2022年6月12日以降、ご利用中のWebブラウザ…」等 と記載された行の直下の黒塗部分1カ所 ・「【第6期, 第7期】兵庫県営業時間短縮協力金支給申請」と 記載された行の直下に存する9箇所の黒塗部分のうち、上か ら数えて1ないし3並びに8及び9番目の黒塗部分計5か 所
	Page 3 of 8	・「・法人名義の場合、法人格・社名（・役職名・代表者氏名） それぞれの間に全角スペース」と記載された行の直下の黒塗 部分1カ所
	Page 4 of 8	・「年[新]月[新]日[新]」と記載された行の直下の黒塗部 分1カ所 ・「④食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許 可証の写し」と記載された行の直下の黒塗部分1カ所
	Page 8 of 8	・当該頁に存するすべての黒塗部分
申請書類(8 期)-14386- レコードの 詳細	Page 1 of 7	・「2022年6月12日以降、ご利用中のWebブラウザ…」等 との記載のすぐ左に存する黒塗部分1カ所 ・「【第8期】兵庫県営業時間短縮協力金支給申請」と記載され た行の直上及び直下に存する16箇所の黒塗部分のうち、上 から数えて1ないし5並びに15及び16番目の黒塗部分計7 カ所
	Page 3 of 7	・「・法人名義の場合、法人格・社名（・役職名・代表者氏名） それぞれの間に全角スペース」と記載された行の直下の黒塗 部分1カ所
	Page 4 of 7	・「年[新]月[新]日[新]」に続き「3 8 30」と記載 された行の直下の黒塗部分1カ所
	Page 7 of 7	・「添付 19」と記載された行より下に存するすべての黒塗部分

※ 審査画面を印刷した際のヘッダー部分の名称



(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和4年9月14日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和4年10月17日	・ 審査請求人から同月15日付けの意見書を受領
令和5年2月27日 第2部会(第104回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年3月23日 第2部会(第105回)	・ 審議
令和5年4月25日 第2部会(第106回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年5月30日 第2部会(第107回)	・ 審議
令和5年5月30日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男